

平成 17 年（2005 年）2 月 16 日  
中野駅周辺・警察大学校等跡地整備特別委員会  
都市整備部 中野駅周辺整備担当

平成 17 年 1 月 28 日

杉並区都市整備部  
都市計画課長 殿

警察大学校等移転跡地の土地利用に関する  
杉並区関連事項について

中野区都市整備部  
中野駅周辺整備担当課長

警察大学校等移転跡地（以下、「跡地」という）の土地利用における、貴区に  
関連する事項について、現時点での中野区としての考え方は以下の通りです。

記

1. 中野駅周辺まちづくり計画における位置付け

現在検討中の「中野駅周辺まちづくり計画」における跡地の土地利用に関する中野区の考え方については、別添資料 1（中野駅周辺まちづくりの考え方）及び別添資料 2（中野駅周辺まちづくり計画素案 たたき台 No.2）中の記載の通りであるが、以下、主な内容について述べる。

2. 防災機能の確保

広域避難場所「中野区役所一帯」の主要な部分を構成する跡地については、広域避難場所の機能を引き続き維持するための空地等が確保されるよう土地利用を規制誘導するとともに、広域避難場所の中核となる 1～2ヘクタール程度の区立防災公園を整備する。また、杉並区と中野区の区境については、防災機能を確保できる幅員の道路整備について、貴区のご理解と御協力をお願いしたい。なお、広域避難場所の安全性・有効性の確保の観点から、跡地に隣接する

貴区地区内の不燃化促進や道路整備などを要望する。

### 3. 隣接住環境への十分な配慮

跡地の土地利用の転換にあたっては、隣接する貴区の住環境に対して配慮した土地利用計画を策定する。また、可能な限り樹木の保存、新たな植樹などがなされるようにし、全体としてみどり豊かな街並みの形成を図る。

### 4. 清掃関連施設

「警察大学校等移転跡地土地利用転換計画案」において導入予定施設とされていた清掃関連施設については、中野区全体の施設配置計画の中で検討する。

### 5. 開発者負担の原則による都市基盤整備

区画街路 1 号線及び 2 号線をはじめ、跡地内の区画道路、公園等の都市基盤施設の整備については、跡地を開発する事業者が、民間・公共にかかわらず負担することを原則とする。貴区におかれても、ご理解とご協力をお願いしたい。なお、跡地南西側の道路の整備、あるいは補助 221 号線の整備については、整備促進に向けて今後とも貴区と協議をいたしたい。

以上